

第 2 回
多様な学習機会の確保の在り方
についての検討会議
【資料】

- 日 時 令和 8 年 7 月 23 日（木） 午後 3 時～同 5 時
■場 所 京都府職員福利厚生センター 第 1 会議室

多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議（第2回）

- 1 開会
- 2 説明
 - （1）夜間中学校とは
 - （2）行政説明
- 3 協議
 - （1）外国人の方への支援の在り方について
- 4 その他
 - （1）次回以降の会議について
- 5 閉会

<資料について>

頁	内容
巻頭 1～4	設置要綱、公開に関する運営要領、傍聴要領、委員名簿
1	京都府外国人住民数の推移、京都府国籍別外国人住民数の推移 （出典：京都府国際課資料）
2	外国人住民国籍別人員調査表（出典：京都府国際課資料）
3	外国人住民在留資格別人員調査表（出典：京都府国際課資料）
4	令和5年度公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒 （出典：令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果）
5	都道府県別日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数 （出典：令和7年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について）
6	令和6年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況 （出典：令和7年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について）
7～8	令和6年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況 （出典：令和7年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について）
9	前年度より充実した取組・今後の予定、困っていることや要望等 （出典：令和7年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について）
10～12	検討を深めるべき論点（案） （事務局作成）

多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議設置要綱

令和 8 年 3 月 19 日

(設置)

第 1 条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）を踏まえ、外国籍や不登校など、様々な事情により義務教育を十分に受けることができなかった方が、自立して社会で活躍できるよう、夜間中学や学びの多様化学校（不登校などに対応した柔軟な教育課程を持つ学校）を含む、多様な学習機会の確保の在り方について検討するための会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 当該会議における検討事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 夜間中学で学んでみたい方などのニーズを把握するために実施した「夜間中学についてのアンケート」に係る分析
- (2) 多様な学習機会の確保（夜間中学、学びの多様化学校など）の在り方についての今後の方向性

(組織)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者 3 名
- (2) 市町（組合）教育委員会代表 1 名
- (3) 京都府庁内関係各課職員 3 名

2 検討会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮り、別に定める。

附 則 この要綱は令和 8 年 3 月 19 日から施行する。

多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議の公開に関する運営要領

令和 8 年 3 月 19 日
多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議

1 目的

この要領は、多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議（以下「本会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議の公開

- (1) 本会議は、京都府情報公開条例第 6 条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。
- (2) 委員長は、(1)に掲げる非公開の議事その他議事を非公開とすることが適当と考えるときは、委員の過半数の同意を得て当該議事を非公開とすることができる。ただし、緊急の会議等で委員に諮ることができないときその他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (3) 本会議の概要並びに非公開の議事及びその理由は、府政情報センター、ホームページ等において明らかにすることとする。

3 会議開催の周知

- (1) 本会議を開催するときは、開催日の 1 週間前までにホームページ等において府民への周知を図ることとする。ただし、会議の開催日時を公開しないことが適当と委員長が判断するときまたは緊急の会議等で周知することができないときは、この限りでない。
- (2) 周知に当たっては、次の事項を記載することとする。
 - ア 委員会の名称
 - イ 開催日時及び場所
 - ウ 議題（非公開の審議を行うときは、非公開とする理由）
 - エ 傍聴手続き（定員、注意事項等）
 - オ その他必要な事項

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴人に対し、原則として会議で使用する資料と同様のものを配布する。ただし、資料が膨大である場合等にあつては、必要に応じ会議次第及び主要な資料のみを配布することとする。
- (2) 傍聴の手続、傍聴人が遵守すべき事項については、別に定める。

5 会議要旨の公開

- (1) 会議の要旨は、ホームページ等において速やかに公開することとする。ただし、会議の要旨を非公開とすることが適当と委員会が判断したときは、この限りでない。
- (2) 会議の要旨は、次の事項を記載することとする。
 - ア 委員会の名称
 - イ 開催日時及び場所
 - ウ 出席者
 - エ 議題
 - オ 審議内容
 - カ その他必要な事項

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議傍聴要領

令和 8 年 3 月 19 日

1 趣旨

この要領は、多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として 10 名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第 1 号様式）を開会予定時刻の 1 時間前から 30 分前までに委員長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、委員長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が、(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等を表明すること。
 - イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をすること。
 - ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をすること。
 - エ 会場において飲食又は喫煙をすること。
 - オ 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行うこと。
 - カ その他会議の議事運営に支障となる行為をすること。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、委員長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

■多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議委員名簿

氏名	所属等
岡田 敏之	基礎教育保障学会 会長 文部科学省 学びの多様化学校マイスター 京都市立洛友中学校 元校長
越智 紀子	京都光華女子大学福祉リハビリテーション学科 教授 京都府教育委員会まなび・生活アドバイザー スーパーバイザー
城之内 庸仁	一般社団法人基礎教育保障研究所 理事長 三豊市総合政策アドバイザー 岡山自主夜間中学校 代表
渡邊 晋	八幡市教育委員会こども未来部 次長
犬石 剛史	京都府健康福祉部家庭・青少年支援課 参事
塩見 康子	京都府総合政策環境部共生社会推進室参事
安原 正康	京都府文化生活部人権啓発推進室 企画参事

■多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議事務局名簿

氏名	所属等
三矢 哲郎	学校教育課長
小西 良尚	高校教育課長
春名 貴之	学校教育課 総括指導主事
三浦 清和	学校教育課 指導主事

京都府外国人住民数の推移

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
京都府全域	54,398	56,948	60,138	64,070	61,139	57,620	67,356	74,664	82,584	91,290
指数	100	105	111	118	112	106	124	137	152	168
対前年比	－	104.7%	105.6%	106.5%	95.4%	94.2%	116.9%	110.8%	110.6%	110.5%
うち京都市内	42,567	44,282	46,451	48,773	45,637	42,594	50,294	55,434	61,329	67,815
府内構成比	78.3%	77.8%	77.2%	76.1%	74.6%	73.9%	74.7%	74.2%	74.3%	74.3%

京都府国籍別外国人住民数の推移

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
中国	14,380	15,585	16,939	18,504	17,037	15,248	18,050	19,984	21,626	23,357
韓国・朝鮮	26,716	25,962	25,455	24,909	23,809	22,830	22,769	22,269	21,764	21,256
ベトナム	2,236	3,246	4,506	6,130	6,667	6,438	7,738	9,350	10,502	11,721
ネパール	459	635	759	1,052	1,044	983	2,507	3,867	5,207	7,127
インドネシア	740	838	905	1,051	1,036	946	1,581	2,312	3,281	4,462
ミャンマー	122	147	180	270	289	322	541	1,198	2,606	3,564
フィリピン	2,114	2,242	2,368	2,435	2,410	2,429	2,738	2,925	3,183	3,353
米国	1,311	1,430	1,521	1,591	1,438	1,414	1,668	1,772	1,878	2,105
スリランカ	146	230	284	299	310	293	591	1,080	1,550	2,099
タイ	545	626	735	760	716	634	812	950	1,058	1,132
その他	5,629	6,007	6,486	7,069	6,383	6,083	8,361	8,957	9,929	11,114
合 計	54,398	56,948	60,138	64,070	61,139	57,620	67,356	74,664	82,584	91,290

※中国には台湾を含む

出典：京都府国際課調査

※統計数値は各市町村の報告に基づくもの

外国人住民国籍別人員調査表

京都府国際課調べ

各年12月31日現在

(単位：人)

国籍別 市町村別	総数	中国	韓国又は 朝鮮	ベトナム	ネパール	インド ネシア	ミャンマー	フィリピン	米国	スリランカ	タイ	その他の 国籍	無国籍
平成13年	56,643	8,324	40,005	91	55	347	21	2,070	1,190	98	236	4,185	21
平成14年	56,685	8,972	39,062	117	60	368	18	2,167	1,220	88	234	4,349	30
平成15年	56,817	9,925	37,676	133	59	397	25	2,525	1,282	99	262	4,416	18
平成16年	55,852	10,085	36,410	159	65	417	20	2,505	1,294	116	289	4,475	17
平成17年	55,361	10,337	35,506	189	74	461	24	2,280	1,361	115	330	4,668	16
平成18年	54,698	10,642	34,569	239	77	433	28	2,132	1,375	125	373	4,689	16
平成19年	53,693	10,954	33,489	252	99	364	36	2,100	1,310	114	379	4,582	14
平成20年	53,247	11,213	32,691	299	123	366	41	2,059	1,291	114	406	4,629	15
平成21年	53,078	11,554	31,943	298	166	346	45	2,128	1,315	110	431	4,728	14
平成22年	52,741	12,115	31,211	319	184	370	43	2,042	1,240	108	408	4,686	15
平成23年	52,577	12,627	30,466	347	226	404	47	1,962	1,236	93	496	4,658	15
平成24年	51,822	12,835	29,544	458	283	389	44	1,887	1,221	83	481	4,564	33
平成25年	51,335	12,891	28,788	732	287	387	51	1,856	1,189	87	489	4,543	35
平成26年	51,554	13,004	28,026	967	317	521	71	1,880	1,250	106	526	4,844	42
平成27年	52,968	13,721	27,414	1,534	338	646	98	1,952	1,276	126	535	5,318	10
平成28年	54,398	14,380	26,716	2,236	459	740	122	2,114	1,311	146	545	5,619	10
平成29年	56,948	15,585	25,962	3,246	635	838	147	2,242	1,430	230	626	5,994	13
平成30年	60,138	16,939	25,455	4,506	759	905	180	2,368	1,521	284	735	6,471	15
令和元年	64,070	18,504	24,909	6,130	1,052	1,051	270	2,435	1,591	299	760	7,036	33
令和2年	61,139	17,037	23,809	6,667	1,044	1,036	289	2,410	1,438	310	716	6,352	31
令和3年	57,620	15,248	22,830	6,438	983	946	322	2,429	1,414	293	634	6,045	38
令和4年	67,356	18,050	22,769	7,738	2,507	1,581	541	2,738	1,668	591	812	8,318	43
令和5年	74,664	19,984	22,269	9,350	3,867	2,312	1,198	2,925	1,772	1,080	950	8,938	19
令和6年	82,584	21,626	21,764	10,502	5,207	3,281	2,606	3,183	1,878	1,550	1,058	9,902	27
令和7年													※無国籍 未確定
京都市	67,815	20,012	17,318	4,971	6,147	2,533	2,675	1,769	1,727	1,502	652	8,493	16
福知山市	1,611	118	226	577	63	114	78	276	15	9	6	129	0
舞鶴市	1,177	74	323	204	13	70	76	289	14	2	5	107	0
綾部市	970	162	50	300	105	131	49	78	5	6	8	75	1
宇治市	4,073	962	1,101	703	214	317	120	139	64	56	34	362	1
宮津市	253	16	43	72	20	23	13	39	13	0	3	11	0
亀岡市	1,579	162	316	395	48	152	112	102	30	7	31	223	1
城陽市	1,017	106	271	254	43	103	64	61	8	21	9	77	0
向日市	701	108	237	106	44	70	7	25	15	6	7	76	0
長岡京市	1,175	188	235	249	160	49	47	64	32	18	50	83	0
八幡市	3,210	344	231	1,256	73	326	37	89	16	256	17	565	0
京田辺市	1,704	382	259	354	47	124	46	48	64	58	116	206	0
京丹後市	608	54	55	169	51	37	29	127	10	4	13	59	0
南丹市	725	71	121	223	19	121	30	20	15	4	1	99	1
木津川市	1,419	172	160	572	31	40	29	42	35	56	9	273	0
大山崎町	205	19	40	69	6	17	34	6	1	0	1	12	0
久御山町	1,261	136	92	664	9	67	41	68	2	0	124	58	0
井手町	299	16	27	112	0	55	8	4	6	9	28	34	0
宇治田原町	538	89	14	272	3	39	14	3	1	43	12	48	0
笠置町	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
和束町	37	2	2	0	2	1	0	1	5	12	1	11	0
精華町	401	121	61	42	3	11	33	47	22	7	2	52	0
南山城村	44	2	4	2	0	4	0	0	1	11	1	19	0
京丹波町	305	19	41	127	11	45	14	20	0	10	2	16	0
伊根町	16	0	0	0	9	0	2	0	2	1	0	2	0
与謝野町	143	19	29	28	6	13	6	36	2	0	0	4	0
合 計	91,290	23,357	21,256	11,721	7,127	4,462	3,564	3,353	2,105	2,099	1,132	11,094	20

対前年比	110.5%	108.0%	97.7%	111.6%	136.9%	136.0%	136.8%	105.3%	112.1%	135.4%	107.0%	112.0%	74.1%
------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※令和元年から無国籍には未確定（出生による経過滞在者）を含む。

外国人住民在留資格別人員調査表

京都府国際課調べ

各年12月31日現在

(単位：人)

在留資格別 市町村別	総数	留学	特別 永住者	永住者	技術 人文知識 国際業務	特定 技能	技能 実習	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	定住者	その他 の資格等
平成30年	60,138	12,744	21,947	8,546	3,338	-	3,939	2,425	2,198	828	1,146	3,027
令和元年	64,070	13,935	21,252	8,953	4,212	13	5,135	2,820	2,221	1,001	1,254	3,274
令和2年	61,139	11,381	20,579	9,229	4,401	275	4,897	2,669	2,250	1,229	1,268	2,961
令和3年	57,620	9,003	19,970	9,382	3,984	881	3,905	2,611	2,240	1,547	1,182	2,915
令和4年	67,356	15,253	19,350	9,691	4,410	2,454	4,627	3,282	2,341	1,138	1,237	3,573
令和5年	74,664	17,609	18,709	10,001	5,460	3,942	5,724	4,177	2,447	1,164	1,323	4,108
令和6年	82,584	20,043	18,143	10,282	6,779	5,431	6,709	4,822	2,593	1,630	1,423	4,729
令和7年												
京都市	67,815	21,580	14,212	7,208	5,928	3,438	2,397	4,328	1,863	1,575	892	4,394
福知山市	1,611	14	202	264	136	467	247	54	48	56	75	48
舞鶴市	1,177	20	294	264	132	119	121	53	45	54	28	47
綾部市	970	86	48	83	75	308	277	31	20	6	13	23
宇治市	4,073	322	986	748	261	392	495	311	138	94	66	260
宮津市	253	0	36	46	24	30	71	12	13	10	1	10
亀岡市	1,579	60	281	198	117	280	389	61	52	46	39	56
城陽市	1,017	35	257	122	49	175	203	58	38	24	11	45
向日市	701	13	213	115	69	58	84	53	53	10	9	24
長岡京市	1,175	165	196	178	144	124	106	66	46	36	22	92
八幡市	3,210	67	206	399	436	746	371	434	97	70	153	231
京田辺市	1,704	177	156	324	204	207	275	135	60	32	21	113
京丹後市	608	1	47	142	86	96	124	37	35	0	5	35
南丹市	725	31	117	57	53	228	97	36	42	7	33	24
木津川市	1,419	8	116	269	101	237	388	89	63	25	20	103
大山崎町	205	3	34	32	14	23	50	3	7	35	2	2
久御山町	1,261	11	86	92	107	434	380	75	14	27	22	13
井手町	299	0	25	16	15	63	126	17	8	9	11	9
宇治田原町	538	0	13	11	65	89	234	49	5	6	9	57
笠置町	4	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0
和束町	37	0	2	7	9	2	0	3	5	2	2	5
精華町	401	7	55	101	28	27	91	20	27	9	8	28
南山城村	44	0	0	4	9	4	0	14	2	0	0	11
京丹波町	305	0	35	24	40	49	81	17	9	37	3	10
伊根町	16	0	0	3	10	0	0	1	0	0	1	1
与謝野町	143	0	27	33	3	27	28	6	6	3	2	8
合 計	91,290	22,600	17,644	10,742	8,115	7,623	6,635	5,963	2,697	2,173	1,449	5,649

対前年比	110.5%	112.8%	97.2%	104.5%	119.7%	140.4%	98.9%	123.7%	104.0%	133.3%	101.8%	119.5%
------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

* 在留資格「特定技能」は平成31年（2019年）4月に創設

令和5年度 公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒（「外国籍」「日本国籍」別の人数）

市町	外国籍		日本国	外国籍	中学校	日本国	外国籍	高等学校	日本国	外国籍	特別支援	日本国	「外国籍」の児童生徒の言語別人数									
	小学校											合計	日	英	韓	西	中	比	越	葡	他	
京都府立	0		0	0	0	0	37	4	1	1		38	5	0	1	0	1	6	1	0	1	28
京都市	118		22		40	4	0	0	0	0		188	31	11	17	4	1	69	9	13	0	64
福知山市	1		4		0	0	0	0	0	0		1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0
舞鶴市	4		1		0	0	0	0	0	0		4	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0
綾部市	1		0		0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宇治市	29		11		3	2	0	0	0	0		32	13	0	0	0	1	18	0	4	0	9
宮津市	0		1		0	0	0	0	0	0		0	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
亀岡市	3		0		3	0	0	0	0	0		6	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0
城陽市	3		0		0	0	0	0	0	0		3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
向日市	1		0		0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
長岡京市	1		0		1	0	0	0	0	0		2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
八幡市	31		0		6	1	0	0	0	0		37	1	0	9	0	5	4	1	9	5	4
京田辺市	4		8		3	0	0	0	0	0		7	8	2	0	0	4	1	0	0	0	0
京丹後市	2		0		1	0	0	0	0	0		3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
南丹市	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
木津川市	10		3		1	0	0	0	0	0		11	3	2	0	0	0	2	1	1	1	4
大山崎町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
久御山町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
井手町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宇治田原町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
笠置町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和束町	0		0		1	0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
精華町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
南山城村	2		0		0	0	0	0	0	0		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
京丹波町	1		0		0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
伊根町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
与謝野町	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	211		50		59	7	37	4	1	1		338	67	17	28	4	12	107	13	33	7	117

※注…「外国籍」とは日本語指導が必要な外国籍の児童生徒

※注…「日本国籍」とは日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒

出典：令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果（政府統計）

● 都道府県別 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数
(公立)

	令和7年度																								前回比較	
	小学校		中学校		高等学校				義務教育学校						中等教育学校				特別支援学校				合計		合計	
	うち 特別 支援 学級	学級	うち 特別 支援 学級	学級	(計)	全 日 制	定 時 制	通 信 制	(計)	前期課程		後期課程		前期課程		後期課程		(計)	小学 部	中学 部	高等 部	うち 特別 支援 学級	前 回 比	令和5 年度		
										うち 特別 支援 学級	うち 特別 支援 学級	うち 特別 支援 学級	うち 特別 支援 学級													
合計	46,746	2,681	18,307	719	6,682	3,371	3,253	58	722	488	28	234	6	75	43	0	32	781	426	137	218	73,313	3,434	127.0%	57,718	
北海道	335	12	107	1	55	21	34	0	45	36	2	9	1	0	0	0	0	2	0	1	1	544	16	166.9%	326	
青森県	36	2	12	1	10	2	5	3	7	4	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	66	3	132.0%	50	
岩手県	43	1	16	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	65	3	191.2%	34	
宮城県	172	6	63	2	16	4	12	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	254	8	123.3%	206	
秋田県	36	1	11	1	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	2	96.2%	53	
山形県	45	3	14	0	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	3	123.1%	52	
福島県	76	5	38	0	28	26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	143	5	138.8%	103	
茨城県	1,554	96	507	18	331	288	43	0	83	63	7	20	1	0	0	0	0	31	18	7	6	2,506	122	136.6%	1,835	
栃木県	832	45	215	8	50	13	28	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	1,101	53	116.4%	946	
群馬県	1,262	73	463	19	188	58	128	2	7	5	0	2	0	0	0	0	0	40	28	4	8	1,960	92	124.8%	1,570	
埼玉県	3,733	152	1,086	34	535	212	315	8	7	5	0	2	0	0	0	0	0	72	45	9	18	5,433	186	140.0%	3,881	
千葉県	2,807	160	983	25	539	298	241	0	43	30	0	13	0	0	0	0	0	22	10	8	4	4,394	185	130.0%	3,381	
東京都	4,458	69	1,953	18	971	565	406	0	107	84	4	23	0	0	0	0	0	15	4	0	11	7,504	91	139.7%	5,373	
神奈川県	5,465	302	1,594	62	721	412	292	17	47	44	2	3	0	0	0	0	0	42	26	4	12	7,869	366	127.3%	6,182	
新潟県	140	6	63	1	9	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212	7	93.8%	226	
富山県	447	35	119	6	1	1	0	0	4	3	0	1	1	0	0	0	0	6	5	0	1	577	42	124.4%	464	
石川県	157	4	44	0	20	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221	4	116.3%	190	
福井県	144	13	56	5	44	40	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6	0	6	256	18	150.6%	170	
山梨県	327	9	145	10	16	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	0	5	498	19	104.6%	476	
長野県	365	32	139	7	47	34	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	8	3	6	568	39	107.6%	528	
岐阜県	1,020	55	279	14	223	82	141	0	13	10	0	3	0	0	0	0	0	85	40	23	22	1,620	69	86.3%	1,877	
静岡県	3,116	296	1,354	99	330	95	235	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	165	91	29	45	4,966	395	116.2%	4,275	
愛知県	8,799	629	3,790	178	996	318	676	2	10	5	0	5	0	0	0	0	0	89	44	12	33	13,684	807	114.8%	11,924	
三重県	1,740	157	753	68	286	130	152	4	3	2	0	1	0	0	0	0	0	68	45	10	13	2,850	225	110.6%	2,576	
滋賀県	1,069	94	511	51	92	46	46	0	17	13	2	4	1	0	0	0	0	23	6	5	12	1,712	148	109.4%	1,565	
京都府	276	14	105	0	77	12	65	0	37	24	0	13	0	0	0	0	0	4	4	0	0	499	14	147.6%	338	
大阪府	3,685	194	2,325	51	699	472	227	0	137	41	0	96	2	0	0	0	0	10	4	5	1	6,856	247	175.4%	3,908	
兵庫県	1,208	55	429	8	138	53	77	8	99	84	9	15	0	75	43	0	32	16	6	7	3	1,965	72	127.8%	1,537	
奈良県	178	10	70	1	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	0	271	11	102.3%	265	
和歌山県	46	0	21	0	9	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	185.4%	41	
鳥取県	27	2	12	0	3	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	45	2	102.3%	44	
島根県	127	10	72	4	23	0	23	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	9	6	0	3	232	14	110.5%	210	
岡山県	221	9	67	0	6	2	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	296	9	140.3%	211	
広島県	785	37	227	7	94	53	37	4	12	7	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1,119	44	125.2%	894	
山口県	125	5	24	0	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	153	5	143.0%	107	
徳島県	70	8	39	1	7	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	119	9	133.7%	89	
香川県	151	18	58	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	212	24	130.1%	163	
愛媛県	71	9	20	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	0	99	9	137.5%	72	
高知県	34	0	6	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	155.6%	27	
福岡県	785	22	268	6	28	25	3	0	7	5	0	2	0	0	0	0	0	6	5	1	0	1,094	28	152.6%	717	
佐賀県	58	1	26	1	1	0	1	0	15	11	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	2	135.1%	74	
長崎県	65	1	27	1	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	2	220.0%	45	
熊本県	91	6	40	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	138	6	113.1%	122	
大分県	86	2	23	0	10	10	0	0	11	8	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	4	114.0%	114	
宮崎県	72	0	28	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0	166.1%	62	
鹿児島県	42	2	18	1	3	3	0	0	4	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	3	126.4%	53	
沖縄県	365	19	87	2	22	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	2	1	480	21	132.6%	362	

(人)

2.6.5 令和6年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況

※本調査では「令和6年度」の卒業生数を聴取している。

① 進学率

	中学校等を卒業した生徒数				中学校等を卒業した後 高等学校や専修学校などの教育機関等（※1）に 進学等した生徒数				進学率			
	令和7年度		令和5年度		令和7年度		令和5年度		令和7年度		令和5年度	
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な 中学生等	5,383	175	1	4,464	4,927	170	1	4,029	91.5%	97.1%	100.0%	90.3%
全中学生等	989,428	81,668	10,208	1,010,958	978,821	81,384	10,168	1,001,082	98.9%	99.7%	99.6%	99.0%
	(※2)	(※2)	(※2)	(※3)	(※2)	(※2)	(※2)	(※3)				

（※1）専修学校（高等課程、一般課程）、公共職業能力開発施設等を含む

（※2）「令和7年度学校基本調査」を基に算出

（※3）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

② 就職率

	中学校等を卒業した生徒数				中学校等を卒業した後 就職した生徒数				就職率			
	令和7年度		令和5年度		令和7年度		令和5年度		令和7年度		令和5年度	
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な 中学生等	5,383	175	1	4,464	102	0	0	78	1.9%	0.0%	0.0%	1.7%
全中学生等	989,428	81,668	10,208	1,010,958	1,986	4	1	1,824	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
	(※2)	(※2)	(※2)	(※3)	(※2)	(※2)	(※2)	(※3)				

（※2）「令和7年度学校基本調査」を基に算出

（※3）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

③ 進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した生徒数				中学校等を卒業した後 進学・就職（・帰国）していない 生徒数（不詳、死亡は除く）				進学も就職もしていない者の率			
	令和7年度		令和5年度		令和7年度		令和5年度		令和7年度		令和5年度	
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な 中学生等	5,383	175	1	4,464	224	1	0	225	4.2%	0.6%	0.0%	5.0%
全中学生等	989,428	81,668	10,208	1,010,958	8,543	274	38	7,995	0.9%	0.3%	0.4%	0.8%
	(※2)	(※2)	(※2)	(※3)	(※2)	(※2)	(※2)	(※3)				

（※2）「令和7年度学校基本調査」を基に算出

（※3）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2.6.6 令和6年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※本調査では「令和6年度」の卒業生数を聴取している。

(1) 中途退学率

	在籍している生徒数				中途退学した生徒数				中退率			
	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な高校生等	5,660	7,109	7	4,465	389	279	1	374	6.4%	3.8%	12.5%	7.7%

(2) 進路状況

① 進学率

	高等学校等を卒業した生徒数				高等学校等を卒業した後 大学や専修学校などの教育機関等（※1）に 進学等した生徒数				進学率			
	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な高校生等	1,320	1,394	6	1,010	544	951	6	471	41.2%	68.2%	100.0%	46.6%
全高校生等	635,042 （※2）	408,643 （※2）	3,459 （※2）	668,892 （※3）	476,569 （※2）	330,839 （※2）	2,596 （※2）	501,533 （※3）	75.0%	81.0%	75.1%	75.0%

（※1）短期大学、専門学校、各種学校を含む

（※2）「令和7年度学校基本調査」を基に算出

（※3）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

② 就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後 就職した生徒数				高等学校等を卒業した後 非正規又は一時的に就職した生徒数				就職者における非正規就職率			
	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な高校生等	538	276	0	370	267	162	0	149	49.6%	58.7%	—	40.3%
全高校生等	115,316 （※2）	39,063 （※2）	90 （※2）	123,519 （※3）	7,454 （※2）	5,541 （※2）	42 （※2）	7,795 （※3）	6.5%	14.2%	46.7%	6.3%

（※2）「令和7年度学校基本調査」を基に算出

（※3）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

③ 進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数				高等学校等を卒業した後 進学・就職（・帰国）していない 生徒数（不詳、死亡は除く）				進学も就職もしていない者の率			
	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度	令和7年度			令和5年度
	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立	公立	私立	国立	公立
日本語指導が必要な 高校生等	1,320	1,394	6	1,010	172	129	0	119	13.0%	9.3%	0.0%	11.8%
全高校生等	635,042 (※2)	408,643 (※2)	3,459 (※2)	668,892 (※3)	43,126 (※2)	38,648 (※2)	773 (※2)	43,803 (※3)	6.8%	9.5%	22.3%	6.5%

(※2) 「令和7年度学校基本調査」を基に算出

(※3) 「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2.8 その他

2.8.1 前年度より充実した取組・今後の予定、困っていることや要望等

前年度（令和6年度）より充実した取組や今後充実を図る予定、そのほか、困っていることや要望等、自由に記載してください。

一部回答抜粋：

● 人材不足

- ・ 日本語指導支援者（ボランティアなど）の人材発掘に課題を抱えている
- ・ 児童生徒の母語を話せる、日本語指導の支援員・教員等の人材・加配不足
- ・ 日本語支援を行える人材が不足している

● 予算不足

- ・ 母語支援等の人材の確保に係る予算の不足
- ・ 自治体単独の予算では賅いきれないこともある
- ・ 翻訳アプリ等機器備品に係る予算不足

● 言語対応の困難

- ・ 多言語に対応できる支援員が見つからないこと
- ・ 多様化する母語に対応する機器等の準備が難しい

● 他団体との連携

- ・ 地域の日本語教室、国際交流協会、国際教養大学との連携
- ・ 市内の大学生ボランティアとの連携で通訳支援を行っている
- ・ JICAとの連携による市内各校への研修の充実

● ICTの活用

- ・ 翻訳アプリ利用に係る機器等の学校への貸出を行っている
- ・ 授業時の活用や保護者との連携のために翻訳機器を各校へ配備
- ・ 学校端末への翻訳アプリ導入

● 情報提供

- ・ ボランティア同士の情報共有の場を、日本語指導教員の授業見学の場の設定
- ・ 指導員と月1回児童生徒の様子についての情報交換を行う
- ・ 令和6年度より、日本語指導を行っている指導員を対象に年2回、日本語指導員同士の情報や課題共有の場として、日本語指導員連絡会を実施している
- ・ 日本語指導教員及び支援員が一同に会する研修を通じ、支援方策や指導方法等の共有を行っている

等

検討を深めるべき論点（案）

【学びの機会の確保を必要とする対象者】

- 学齢を超過した外国籍の方、様々な事情により義務教育を修了できなかった日本国籍の方、不登校や病気等により形式的にしか義務教育を修了していない方、学齢期の不登校児童生徒などが考えられるが、これ以外にどのような方が考えられるか。

【学齢を超過した外国籍の方への支援】

- 学齢を超過した外国籍の方のニーズとしてどのようなものが考えられるか。

（これまでにいただいた御意見・ニーズ調査結果）

- ・日本語能力の習得
- ・日本の文化や習慣についての学び
- ・本国で9年未満の義務教育を修了している場合の高校入学資格の取得
- ・高校進学後に高校で学習を続けるための基礎的な学力の習得
- ・日本の中学校での知識・技能の習得

- 上記のニーズに対して、どのような支援が行われているか。

（これまでにいただいた御意見・府の取組）

- ・公立小中学校での受入れ
- ・就労者を受け入れる雇用主による支援
- ・府立高校においては、中学校での学習の学び直しなど、生徒個々に応じて柔軟に対応している。
- ・地域の公民館等で支援が行われている場合がある。

- 上記の取組で不足していると考えられる部分は何か。

（これまでにいただいた御意見）

- ・本国で義務教育を修了している場合、公立小中学校では受入れが困難
- ・就労者本人への支援はあっても、帯同家族への支援は限定的
- ・高校入学後に柔軟に対応していても、様々な事情により進路変更に至るケースがある。
- ・地域の公民館等は居場所としては機能しても、学びの観点からの支援は難しい。

○上記の不足している取組を補うためにはどのような手立てが考えられるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・夜間中学を設置し、制度上一般の小中学校で受入れが困難な外国籍の方を受け入れてはどうか。
- ・オンラインを活用し、様々な学びを届けてはどうか。

○上記の手立てをとる際に留意すべき事項はあるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・支援が行われる場に通うことができるかという点も考慮が必要
- ・仮に夜間中学校を設置する場合、設置者や負担金等についても検討が必要
- ・制度上、中学校ではオンラインでの履修を前提とすることはできないことに留意が必要

【日本国籍で様々な事情により義務教育を修了していない方や、形式的にしか修了していない方への支援】

○日本国籍で義務教育を修了していない、又は形式的にしか終了していない方のニーズとしてどのようなものが考えられるか。

(これまでにいただいた御意見・ニーズ調査結果)

- ・中学校で学習する事項の学び直し
- ・高校進学後に高校で学習を続けるための基礎的な学力の習得
- ・中学校生活をやり直したいとのニーズもある。

○上記のニーズに対して、どのような支援が行われているか。

(これまでにいただいた御意見・府の取組)

- ・府立高校においては、中学校での学習の学び直しなど、生徒個々に応じて柔軟に対応している。

○上記の取組で不足していると考えられる部分は何か。

(これまでにいただいた御意見)

- ・高校入学後に柔軟に対応していても、様々な事情により進路変更に至るケースがある。

○上記の不足している取組を補うためにはどのような手立てが考えられるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・夜間中学校を設置し、義務教育を修了していない方に加えて、形式的に終了した方も含めて受け入れることが考えられる。

○上記の手立てをとる際に留意すべき事項はあるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・ひきこもり状態の方の場合、学びのニーズがあっても学校に通うのは難しい場合がある。

【学齢期の不登校児童生徒への支援】

○学齢期の不登校児童生徒のニーズとしてどのようなものが考えられるか。

(これまでにいただいた御意見・ニーズ調査結果)

・

○上記のニーズに対して、どのような支援が行われているか。

(これまでにいただいた御意見・府や市町の取組)

- ・校内外に教育支援センターを設置し、居場所の確保に取り組んでいる。

○上記の取組で不足していると考えられる部分は何か。

(これまでにいただいた御意見)

・

○上記の不足している取組を補うためにはどのような手立てが考えられるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・学びの多様化学校の設置

○上記の手立てをとる際に留意すべき事項はあるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・ひきこもり状態の方の場合、学びのニーズがあっても学校に通うのは難しい場合がある。
- ・仮に学びの多様化学校を設置する場合、設置者や負担金等についても検討が必要

【その他】

○その他検討すべき事項はあるか。

(これまでにいただいた御意見)

- ・全国的に夜間中学校や学びの多様化学校の設置が進む中で、京都市を除く京都府内にはいずれも設置されていない状況には手を打つ必要がある。

